

秋の夕暮れ ライトと反射材で守る命

9月30日は「交通事故死ゼロを目指す日」

秋の全国交通安全運動

令和8年9月21日(月)～9月30日(水)

チャイルドシート着用推進
シンボルマーク「カチャピン」

内閣府ホームページ

歩行者

歩行者の安全
確保と反射材用
品の着用促進



自動車

夕暮れ時の早め
のライト点灯と飲
酒運転や「ながら
スマホ」の根絶



自転車

自転車・特定小型
原動機付自転車の
交通ルールの理
解・遵守の徹底



内閣府・鳥取県交通対策協議会

秋の全国交通安全運動

鳥取県実施要綱

令和8年9月21日(月)～9月30日(水)

令和8年9月30日(水)：「交通事故死ゼロを目指す日」

目的

広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

重点

- 1 〈歩行者〉歩行者の安全確保と反射材用品の着用促進
- 2 〈自動車〉夕暮れ時の早めのライト点灯と飲酒運転や「ながらスマホ」の根絶
- 3 〈自転車〉自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底

スローガン

ゆずりあう あなたの気持ちさが 事故減らす

1 〈歩行者〉歩行者の安全確保と反射材用品の着用促進

歩行者は

- ◆道路を横断する際は横断歩道を利用し、信号機のない横断歩道では運転者に向けて手を上げるなど横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始めましょう。また、横断中も周囲の安全を確認しましょう。
- ◆夕暮れ時以降の外出は「車から見えにくい」ことを意識し、明るい色の服装を心掛け、反射材用品の着用やLEDライトを携行するなど、自己の存在を目立たせましょう。

運転者は

- ◆横断歩道は歩行者優先です。横断歩道の手前では歩行者等がないことが明らかな場合を除き、停止可能な速度まで減速し、横断しようとする歩行者等がいる場合は、停止して横断を優先させましょう。
- ◆令和8年9月1日から、生活道路(※)における自動車の法定速度が60km/hから30km/hに引き下げられました。決められた速度の範囲内であっても、道路や交通状況、天候や視界などを考慮し、安全な速度で走りましょう。

(※)「生活道路」とは、主に地域住民の日常生活に利用されるような中央線がない道路のことをいいます

家庭では

- ◆自身の安全を守る交通行動について話し合い、普段持ち歩くものや身につけるもの(かばん、リュック、傘、杖、帽子、ヘルメット、ペットのリード等)に反射材のついたものを取り入れるとともに、着用の習慣化をはかりましょう。



2 〈自動車〉夕暮れ時の早めのライト点灯と飲酒運転や「ながらスマホ」の根絶



運転者は

- ◆視認性が低下する夕暮れ時以降の交通事故を防止するため、日没30分前にはライトを点灯しましょう。ライト点灯時間の目安は、9月は17時半、10月は17時、11月・12月は16時半です。
- ◆夜間は対向車や先行車がない状況であれば、ハイビームを活用し、交通量の多い市街地での走行及び対向車や先行車がいる場合はロービームに切り替えましょう。また、速度超過になりやすいため、昼間より速度を落として慎重に運転しましょう。
- ◆運転中にスマートフォン等を手に持って通話したり、画像注視をするといった「ながらスマホ」は、自動車・自転車ともに法律で禁止されています。絶対にやめましょう。
- ◆自動車でも自転車でも、飲酒運転は極めて危険で悪質な犯罪です。飲酒運転車両の同乗者、車両提供者、酒類提供者も厳しく罰せられます。「飲酒運転を絶対にしない、させない」という強い意志を持ち、飲酒運転を許さない社会環境を醸成しましょう。

※ハイビームの活用は、歩行者や障害物を遠くから発見することができ、急ブレーキを踏むことを回避し、交通事故防止につながります。



【参考】鳥取県の日没時間

令和8年	9月	10月	11月	12月
日没時間	18時11分	17時28分	16時57分	16時51分

※日没時間は国立天文台情報センターのデータによる鳥取の時刻(各月15日)を掲載



職場・関係機関では

- ◆交通安全教育を推進し、自転車を追い越す際や歩行者の近くを走行するときは、スピードを落とす、十分な間隔をとるなど、周囲の状況に応じた安全な走行を徹底しましょう。
- ◆運転前後においてアルコール検知器と目視等による運転者の酒気帯び有無の確認を徹底し、飲酒運転をさせないようにしましょう。
- ◆飲酒運転の危険性や、会社と個人が負う法的責任について理解を深めるため、定期的に安全運転教育を実施し、法令遵守と規範意識の向上を図りましょう。
- ◆酒類を提供する飲食店等では
- ◆店内に飲酒運転根絶を訴えるチラシやポスターを掲出し、注意喚起に努めるとともに、運転者への酒類提供禁止の徹底と『ハンドルキーパー運動』の普及啓発を促進しましょう。

自転車の車道と歩道の通行方法

～車道通行の原則～

自転車は、車道と歩道の区別があるところでは、車道通行が原則であり、車道の左側端に寄って通行しなければなりません。ただし、次の場合は、例外的に歩道を通行することができます。

- ・「普通自転車歩道通行可」の標識や標示がある場合
- ・自転車の運転者が13歳未満、70歳以上または身体の不自由な方
- ・車道又は交通の状況からみてやむを得ないと認められるとき

例えは、道路工事や連続した駐車車両があるとき、狭い道幅で著しく交通量が多いときなど

～歩道における通行方法～

- ・歩道を通るときは歩行者優先。
- ・歩道の車道寄りを徐行する。(徐行とは、すぐに止まれる速度のことです)
- ・歩行者の通行を妨げるおそれのあるときは、一時停止をする。

歩道でこれは違反です！

- ・歩行者を避けずスピード走行し、歩行者を立ち止まらせる
- ・ベルを鳴らして歩行者をどかせる

ハンドルキーパー運動



自動車で仲間や友人と飲食店などへ行く場合、お酒を飲まない人(ハンドルキーパー)を決め、その人が自動車の運転をして仲間などを送り届けることです。

3 〈自転車〉自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底



自転車利用者は

- ◆自転車安全利用五則を遵守し、自転車の正しい乗り方や交通マナーを実践しましょう。
- ◆自転車や特定小型原動機付自転車に乗るときはヘルメットを着用しましょう。交通事故による頭部の被害を軽減するためには、ヘルメットを正しく着用することが重要です。
- ◆自転車・特定小型原動機付自転車は、法律上自動車と同じ車両です。信号を守ることはもちろん、交差点では必ず安全を確認しましょう。また、夜間の無灯火走行、飲酒運転、右側通行、並進の禁止等基本的な交通ルールを守り安全に利用しましょう。
- ◆スマートフォン、イヤホン等を使用した運転は大変危険です。絶対にやめましょう。

学校・家庭・地域では

- ◆自転車等利用時の安全を確保するため定期的な点検整備と、自転車事故被害者の救済に資するための自転車損害賠償責任保険等への加入促進を図りましょう。
- ◆生徒や児童に対する街頭指導や交通安全教室等で、車道の左側通行の原則、「ながらスマホ」や並進走行などの禁止等、交通ルールの理解・遵守の徹底に努めましょう。

★16歳以上の自転車運転者による一定の交通違反に対しては、交通反則通告制度(いわゆる「青切符」)が適用されます。

- ◆家庭において、自転車利用のルールやマナーについて話し合う機会を持つなど、必要な安全教育を推進しましょう。

関係機関・団体等では

- ◆「自転車安全利用五則」を活用した自転車の基本的な交通ルールの周知及び遵守の徹底を図りましょう。

※『自転車安全利用五則』



交通安全教育機材を無料で貸し出します！！

地域の交通安全教室、公民館イベントの体験コーナー等でご活用いただいています

①点灯くんミニ

モグラたたきの要領で光を追ってボタンを押していくと、交通場面に必要な「認知・判断・動作」の検査やあなたの見えにくい箇所の診断ができます。



②酒酔い体験ゴーグル

酒酔い状態の視界で、キャッチボールをする、まっすぐなライン上を歩くなどして視覚の狂い、平衡感覚の喪失など体験できます。



③SAFETYドライブチェッカー

『アクセル・ブレーキの踏み替えチェック』や『夜間の視認性体験シミュレーション』が体験できます。



■貸出期間 1週間
■申込先は、下記連絡先をご参照ください

9月は『こども、高齢者及び障がい者への思いやり運転推進運動』期間です。交通事故に遭うリスクの高いこども、高齢者及び障がい者の通行の安全を確保するために、ドライバー及び県民の皆さんは、交通ルールを遵守するとともに「思いやり運転」「思いやり行動」を心がけましょう。

鳥取県交通対策協議会(鳥取県くらしの安心推進課内) 〒680-8570鳥取市東町1丁目220番地
TEL0857-26-7989 アドレスtottori-koutaikyo@themis.ocn.ne.jp